

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぼう

平成20年  
(2008年)

6月5日

第1690号

毎月3回5の日に発行

定価1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
編集 TEL 03(3262)2309  
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

# 市議会旬報

## 道路暫定税率失効

### 減収補填は特例交付金で

国と地方が意見交換



藤田本会会長(右写真・奥)らが関係閣僚と意見交換

## 市町村優先の原則明示

### 政府の分権委が1次勧告

政府の地方分権改革推進委員会は5月28日、第49回委員会を開き、政府に対する第1次勧告をまとめた。平成21年秋以降に予定されている「新地方分権一括法案」の国会提出へ向け、昨年11月に示された「中間的取りまとめ」から更に一歩前進したことになる。

同委員会の勧告に先立ち地方六団体では5月21日、「地方分権改革推進委員会の第1次勧告に盛り込むべき事項」を取りまとめ、同委員会に対し提出。この中で六団体は「地方政府」の実現に向け、勧告に盛り込むべき具体的な項目として、二重行政の解消

国の出先機関の見直し「国から地方」「都道府県から市町村」への権限移譲などを提言していた。六団体の提言を受け今回の勧告では、第1章の基本的な考え方の中で、地方政府確立のため、国の法令による自治体への「義務付け・枠付け」「関与」を徹底的に見直す方向性が明確に示された。また、「基礎自治体優先の原則」が示され、都道府県から市町

村への権限移譲が推進されることとなった。このほか第3章は「基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大」と命題され、具体的な方針が示された。うち、「(1)基礎自治体への権限移譲の推進」2面・3面に原文を掲載」では、64の法律に及ぶ359の事務権限を都道府県から市町村へ移譲することが明記されたほか、財源措置についても言及された。

5月21日、首相官邸で本会会長の藤田博之・広島市議会議長ら地方六団体代表と、町村信孝・官房長官ら政府側代表による「国・地方の定期意見交換会」が開かれた。3回目の開催となった今回の会合では、議題として「地方税財政 地方分権改革 経済財政改革の基本方針(骨太方針)」などを掲げ、出席者の間で意見が交わされた。

まず地方側から、1カ月間に及ぶ道路財源の暫定税率失効により、地方財政が被った減収への補填を求めた。地方側の試算では、自動車取得税や軽油引取税、地方道路譲与税の合計で約600億円、地

方道路整備臨時交付金で約300億円の減収が発生。合わせて約900億円にも上る減収が生じたと見込んでいる。政府側も暫定税率の失効が、巨額の減収を地方財政にもたらしたと認識しており、5月13日の閣議決定で「国の責任において適切な財源措置を講じる」と穴埋めする方針を打ち出している。本紙1689号掲載。そこで地方側は、閣議決定に基づく財源措置を要求。自動車取得税などの減収分を、地方特例交付金で補填するよう求めた。

同交付金は、平成11年度から開始された「恒久的減税(19年度に廃止)」に伴い、

地方税の減収補填を目的に創設されたもの。15年度には国庫補助負担金の見直しに合わせ、交付対象が拡大されている。同制度を活用すれば国から直接、減収補填を受けることができる。借金を更に増やす地方債発行方式の補填を望まない地方側は、国政の混乱に巻き込まれた当事者として、国からの直接補填を求めていく姿勢を示した。

本会の藤田会長は、道路財源関係のほか、地方税財源の充実強化などについて発言。「地方交付税が大幅に削減され、地方団体間の財政力格差が拡大しつつある」と指摘し、地方消費税の充実等により、偏在性の少ない地方税体系を構築するべきと主張した。また、交付税総額を増やし、財源保障機能、財政調整機能を強化するよう求めた。

地方税の減収補填を目的に創設されたもの。15年度には国庫補助負担金の見直しに合わせ、交付対象が拡大されている。同制度を活用すれば国から直接、減収補填を受けることができる。借金を更に増やす地方債発行方式の補填を望まない地方側は、国政の混乱に巻き込まれた当事者として、国からの直接補填を求めていく姿勢を示した。

本会の藤田会長は、道路財源関係のほか、地方税財源の充実強化などについて発言。「地方交付税が大幅に削減され、地方団体間の財政力格差が拡大しつつある」と指摘し、地方消費税の充実等により、偏在性の少ない地方税体系を構築するべきと主張した。また、交付税総額を増やし、財源保障機能、財政調整機能を強化するよう求めた。

### 次号のお知らせ

本紙6月15日付第1691号は、本会定期総会(5月28日開催)を特集します。紙面も増量し、8面刷りでお届けしますので、ご期待ください。

# 第1次勧告

## 地方分権改革推進委員会

生活者の視点に立つ「地方政府」の確立 (抜粋)

### 第3章 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

#### (1) 基礎自治体への権限移譲の推進

基礎自治体においては、基礎自治体が中心な役割を担うべきものである。また、「平成の大合併」と言われる市町村合併の進展等によって基礎自治体の行政体制整備が大幅に進んでいる。

平成12年施行の地方分権一括法によって、地方自治法に、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することができる制度(地方自治法第252条の17の2等)(以下「条例による事務処理特例制度」という。)が創設され、これにより移譲されている事務は相当数に及んでいる(別紙1の参考を参照)。これは正に、現行法令における都道府県と市町村の役割分担が想定している以上に、基礎自治体の事務処理能力が向上していることを示している。

こうしたことから、基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地域における行政の総合的な実施の役割を担わせるという基本原則の下で、改めて都道府県と市町村の事務配分について行政分野横断的な見直しを行う必要がある。

この場合において、個々の基礎自治体は規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては、一部の基礎自治体において体制整備を進めたとしてもなお自ら

担うことが難しい場合、複数の地方自治体間で協力し担うことがより効率的かつ質的に向上にも資すると判断される場合があることが想定される。こうした事情を危惧して現行の事務配分を維持せざるを得ないと考えるべきではなく、むしろ、広域的な連携の仕組みを積極的に活用することにより補完していくことを前提として、新たな事務配分を構築すべきである。

#### 基礎自治体への権限移譲の方針と権限移譲を行うべき事務

このような基本認識に立つて、当委員会は、「中間的な取りまとめ」の4(2)「個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討」において都道府県から市町村への権限移譲の方向が示されている事務、条例による事務処理特例制度を活用して各都道府県から市町村に移譲されている事務、及び全国市長会、指定都市市長会、全国知事会等からの提言等がある事務から、別紙1の事務を抽出した。これらの事務について、次に掲げる「基礎自治体への権限移譲の方針」に沿って、別紙1に示すとおり、都道府県から市町村への権限移譲及びこれに伴う国、都道府県の関与のあり方の見直しを行うことを勧告する。

また、以下の都道府県から市町村への権限移譲にあたっては、移譲に伴う必要な財源措置を地方税、地方交付税等を通じて確実に講ずるとともに、移譲される権限にあわせて人的支援についても適切に対応する

ことが不可欠である。

なお、当委員会の他の調査審議項目の勧告で示された方針によって国から地方自治体への権限移譲、制度の抜本的な見直し等が行われることとなった場合には、これに関連して、別紙1に抽出した事務以外についても、さらなる都道府県から市町村への権限移譲の検討が必要である。

#### 基礎自治体への権限移譲の方針

##### 【都市計画決定】

三大都市圏、特定区域が否かを問わず、次の項目を除き、市の区域については、市決定(都道府県同意不要)とし、町村の区域については、すでに町村で決定しているものを除くほか、「都道府県」決定(国同意不要)とする。

・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、都市再開発方針等については、都道府県決定(区域区分の方針に係る部分を除き国同意不要)

##### ・地域地区

国・都道府県の責任で行う広域的な政策に係る地域地区については、それぞれ都道府県決定・国同意又は都道府県決定(国同意不要)

##### ・都市施設

国・都道府県が設置する都市施設、国・都道府県の責任で行う広域的な政策に係る都市施設については、それぞれ都道府県決定・国同意又は都道府県決定(国同意不要)

##### ・市街地開発事業

その目的・効果が当該団体の区域を越え

る大規模な市街地開発事業については、都道府県決定(国同意不要)

指定都市の区域については、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、都市再開発方針等並びに道路のうち都道府県の役割に指定都市の特例が適用されるものについては、都道府県決定に代えて「指定都市」決定(都道府県同意不要)とする。

##### 【まちづくり・土地利用規制分野】

土地利用規制等のために設定された特定区域における行為の規制に係る事務について、次に掲げるものを除き、「市」まで移譲する。

・国・都道府県の責任で行う広域的な政策の観点から設定された特定区域におけるもの(すでに一部の市で個別の行為の規制に係る事務を処理しているものを除く。)

・国・都道府県が危険防止のために設定した特定区域におけるもの

市・特許事業者施行の都市計画事業の認可等に係る事務については「都市計画決定権者」が行うこととするほか、個人・再開発会社施行の市街地再開発事業の認可等に係る事務については「指定都市」まで、個人・区画整理会社施行の土地区画整理事業の認可等に係る事務については「市」まで、それぞれ移譲する。

建築物、住宅、駐車場等に係る事務のうち、建築基準法等の特定行政庁としての事務については、政令で定められた市以外の市が実施する場合の都道府県知事の同意を廃止し、それ以外の事務についてはその目的・効果が当該団体の区域を越えるものを除き「市」まで移譲する。

景観法等の景観行政団体としての事務に

ついで、指定都市・中核市以外の市町村が実施する場合の都道府県知事の同意を廃止する。

【福祉分野】

すでに中核市で処理している事務、及び都道府県・指定都市で処理している事務であつてもすでに市が処理している事務と密接に関連する事務については、「市」(対象の散在性から広域的に処理する必要があるので)は、「市」まで移譲する。

指定介護保険事業者の指定、指導監督等に係る事務については「市」まで、指定障害福祉サービス事業者の指定・指導監督等に係る事務については「中核市」まで、それぞれ移譲(指定に限り都道府県同意)する。

都道府県と市の協議が整つた場合には速やかに指定を行うなど、児童相談所設置市の政令による指定手続等を見直す。

【医療・保健・衛生分野】

すでに保健所設置市で処理している事務であつて、身近なところで処理することによりきめの細かい対応が可能なものについて、「市」まで移譲する。

すでに保健所設置市で一部の対象に係る事務を処理している場合における他の対象に係る事務であつて、その目的・効果が当該団体の区域を越えないもの、及びすでに届出・許可・指導監督等の事務が保健所設置市で処理されている場合における基準設定事務について、「保健所設置市」まで移譲する。

都道府県と市の協議が整つた場合には速やかに指定を行うなど、保健所設置市の政令による指定手続等を見直す。

【公害規制分野】

大気汚染等の防止のための個別の施設、事業所等への指導監督等の事務のうち、その事務の処理に高い専門性が必要なものについては、その目的・効果が当該団体の区域を越えるものであつて基準を明確にすることが困難であるため、公害の状況に同じた臨機応変な対応の必要性が高いものを除き、「特例市」まで移譲する。

大気汚染等の防止のための個別の施設、事業所等への指導監督等の事務のうち上記以外のもの、及び騒音等の身近な公害に係る規制地域、規制基準の設定等に係る事務については、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものを「市」まで移譲する。

【教育分野】

市町村立小中学校教職員の人事・給与、市町村立小中学校の学級編制・教職員定数の決定に係る事務については、「中核市」まで先行して移譲する。

市町村立幼稚園の設置の都道府県による認可等に係る事務は廃止し、都道府県への届出制とする。

【生活・安全・産業振興分野】

危険物規制に係る事務であつて、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものについて、「市町村」まで移譲する。

消費者保護のための商品等の安全の確保に係る事務であつて、当該団体の区域内の事業者等に係るものについて、国・都道府県に加え、「市」にも権限を付与する。

産業振興に係る事務のうち、まちづくり・土地利用規制と関連するものであつて、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものについて、「市」まで移譲する。

【その他】

当該団体の区域内のみに事務所を設置する特定非営利活動法人の設立認証、指導監督に係る事務について、「指定都市」まで移譲する。

墓地、火葬場等の経営の許可、指導監督に係る事務については、「市」まで移譲する。町・字の区域新設の告示に係る事務について、「市町村」まで移譲する。

(上記の勧告事項の実施にあつての留意事項) 以上のうち、都市計画決定について、平成21年度を目途に予定されている現行制度の抜本的な見直しは、この方針を踏まえて行われるべきである。

また、市町村立小中学校の教職員の人事・給与に係る事務等については、広域での人事調整の仕組みにも留意した上で、財源の確実な確保をはかることを前提に、市町村へ移譲する方向で検討すべきである。

ウ 条例による事務処理特例制度の活用促進

地域における事務は、基本的に基礎自治体である市町村が処理することが適当であるとの観点から、本勧告では、市町村合併の進展等により行政体制の整備が進んでいることを踏まえ、市に優先的に権限移譲を進めることとしている。基礎自治体が地域における総合行政を担つていくことができるよう、本勧告において法令による権限移譲を求めている事務以外のものについても、条例による事務処理特例制度を活用することにより、都道府県から市町村への積極的な権限移譲を進めることが期待される。そのため、例えば、権限移譲に関し、都道府県と市町村との協議の場を設けるなど、都道府県と市町村とが恒常的に協議・意見交換を行つていくことが重要である。

なお、各都道府県においては、都道府県条例に基づく権限移譲が進展しているところであるが、制度運用に関する誤解が一部に見受けられるところである。事務の処理にあたり都道府県の審議会等の意見聴取が必要とされているものに関し、市町村に同種の附属機関が設置されていないことから条例による事務処理特例制度による権限移譲が困難であると都道府県において解されているような事例については、個別法令により禁止されていない限り、市町村に同種の附属機関を設置することで、都道府県条例に基づく権限移譲が可能である。各都道府県においては、地方自治法及び個別法令の適切な解釈に基づき、条例による事務処理特例制度の積極的な活用を進めていくことが期待される。

また、条例による事務処理特例制度の活用を困難にしている制度を見直す観点から、以下のとおり勧告する。  
〈条例による事務処理特例制度の活用を困難にしている制度の見直し〉  
母子寡婦福祉資金貸付に係る事務など、事務処理に係る国の財政支援の対象が都道府県に限定されていることにより条例による事務処理特例制度による権限移譲が事実上困難となっているものについては、個別の法令や補助金・負担金制度の見直しを行う。

(第1次勧告全文は6月中に全市に送付する予定)

# 協地 調整交付金 義務的経費化を要望

全国市議会議長会基地協議会(会長 松尾裕幸・佐世保市議会議長)の正副会長らは5月27日、調整交付金に係る緊急要望運動を展開した。森山裕・財務副大臣はじめ北村誠吾・自民党副幹事長らに面談したほか、総務省など関係方面に実行運動を行った。

調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)は、基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)とともに地方税の代替財源の性格を有しており、米軍や自衛隊の施設、米軍の資産が所在する市町村への財政上の影響等を考慮して、使途の制限のない一般財源として毎年交付されている。

しかし、政府の概算要求基準では、基地交付金が「義務的経費」に区分される一方、調整交付金は対前年3%減を上限として縮減される「その他経費」に区分されている。そのため要望では、基地交



北村自民党副幹事長(中央)に要望

付金と調整交付金の予算区分上の位置付けが異なることは不合理であるとして、政府予算の編成等において、調整交付金については、基地交付金と同様に、「義務的経費」に変更すること を求めている。

基地協議会では、今後七調調整交付金の「義務的経費化」の必要性を強く訴え、平成21年度政府予算編成に向け、各省庁が概算要求を行う前に、実行運動を展開していく。

調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)は、基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)とともに地方税の代替財源の性格を有しており、米軍や自衛隊の施設、米軍の資産が所在する市町村への財政上の影響等を考慮して、使途の制限のない一般財源として毎年交付されている。

## 病院議連役員会で要望

### 自治体病院協会会長ら

全国自治体病院経営都市議会議長の田中弘光会長(松江市議会議長)ら自治体病院関係三団体代表は5月21日、東京・ルポール麹町で開かれた自治体病院議員連盟(会長 津島雄二・衆議院議員)の役員会で要望陳述を行った。

本会からは、田中病院協会長のほか、笠井国利会長代理(徳島市議会議長)が出席。田中会長は、自治体病院を取り巻く厳しい状況を踏まえ、医師確保対策の更なる拡充

自治体病院の役割に応じた財政支援措置の強化 などを強く訴えた。

津島議連会長は、「(医師不足は)政府・与党の抱えている問題の中で最も緊急度の高い課題」との認識を示し、政府・与党による何らかの対応策の実施を示唆した。

会議ではこのほか、総務省が示したガイドラインに基づく公立病院改革などについて、厚生労働省、総務省など関係各省と意見交換を行った。



自治体病院議連役員会(左)で発言する田中会長(右)

## 議会人事

議長	豊川	高橋智之	5・12
三次	安城	都築國明	5・12
出水	高山	中田清介	5・12
坂井	多治見	嶋内九一	5・12
浅口	関	長屋和伸	5・12
富津	美濃	森福子	5・12
瀬戸	美馬	中山繁	5・12
豊川	三好	木下善之	5・12
安城	善通寺	関清伸	5・12
高山	伊那	青野久美	5・12
多治見	かほく	池田亨	5・13
関	伊那	杉本正一	5・13
美濃	日高	伊藤泰雄	5・13
美馬	事務局長	岩瀬昭一	5・13
三好	滝川	中嶋康雄	4・1
善通寺	かほく	沖野悌二	4・1
瀬戸	三条	関崎光明	4・1
豊川	平塚	月本大洋	4・1
安城	伊那	斎藤秀夫	4・1
高山	瑞浪	小栗司	4・1
多治見	綾部	渡辺博幸	4・1
関	葛城	中島克比虎	4・1
美濃	和歌山	山田良	4・1
美馬	武雄	末次隆裕	4・1
三好	三次	篠原多恵子	4・28
善通寺	出水	道上正巳	4・30
瀬戸	坂井	岡田光司	5・7
豊川	浅口	高橋範員	5・9
安城	萩	尾木武夫	5・9
高山	横須賀	角井基	5・12
多治見	南足柄	菅原ヒロミ	5・12
関	富津	平野明彦	5・12
美濃	瀬戸	吉永みのり	5・12

6月5日現在の市数

806市

うち	17市
指定都市	39市
中核市	43市
特例市	684市
一般市区	23区
特別	